

電気工事士法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 電気工事士試験の方法

電気工事士試験の方法として、電子計算機を使用する方法を追加すること。

(第七条等関係)

第二 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)